

**平成 25 年度 小児等在宅医療連携拠点事業 実施者**

**公募要領**

**平成 25 年 5 月**

**厚生労働省**

## 平成 25 年度 小児等在宅医療連携拠点事業 実施者 公募要領

### 1 総則

NICU を退院するなどして在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やそのご家族の地域での療養生活を支えるためには、医療・福祉等が連携し、必要な医療や福祉サービスを提供する体制を構築するとともに、ご家族の医療的ケア等に係る不安への助言等の支援を行う体制を整備することが必要です。

厚生労働省では、小児在宅患者の保護者等に対して療養上の相談支援を含め、小児等の在宅療養を支援するため、医療・福祉等の連携体制を構築するモデル事業を実施することとしましたので、本事業を実施するにあたり、事業を実施する都道府県（再委託の場合も含む。以下「事業実施者」という。）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募をするものです。

### 2 事業の目的

この事業は、N I C U で長期の療養を要した児を始めとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築するとともに、今後的小児等の在宅医療に関する政策立案や均てん化などに資することを目的としています。

#### (1) 事業内容

以下に示す①～⑥の活動等を通じて地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築していただきます。①～⑥の事業は全て実施していただく必要がありますが、事業目的に合致する事業を追加して盛り込むことは可能です。

事業の実施は、厚生労働省や別途公募により選定する本事業の進捗管理及び評価を担う者との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であるとともに、実施状況を逐次報告する必要があります。また、厚生労働省や本事業の進捗管理及び評価を担う者に対し、事業の評価に必要なデータ等の提供や調査への協力などを行っていただく必要があります。

① 市町村等の行政、地域の医療・福祉関係者等による協議の場を定期的に開催し、小児等の在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応方針を策定すること  
(具体的な例)

- ・ 都道府県が中心となり、市町村、保健所、医師会、小児医療を担う関係者、在宅医療関係者、福祉関係者等からなる会議等により、

地域の小児等の在宅の課題の抽出及び対応方針を策定する。

- ・ 高齢者を含めた在宅医療・介護提供体制と連携して構築されることが必要であるため、都道府県の在宅医療推進施策と連携する形での推進を図る。

② 地域の医療・福祉等資源を把握し、整理した情報の活用を検討すること

(具体的な例)

- ・ 地域の医療・福祉資源を把握し、退院支援の際や、既に外来医療を受けている患者の在宅導入の際に参考とできるよう整理し、地域の医療・福祉関係者に提供する。
- ・ 地域の短期入所が可能な施設の空き状況をインターネット上に掲示する。

③ 小児等の在宅医療に関する研修の実施等により小児等の在宅医療の受入が可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大を図るとともに、専門医療機関とのネットワークを構築すること

(具体的な例)

- ・ 在宅医療を提供する医療機関や小児医療を担う医療機関等に、小児等への在宅医療に関する研修を実施すること等により、小児等の受入が可能な医療機関のすそ野を拡大するとともに、専門医療機関とのネットワークを構築する。
- ・ 小児等の入院医療を担う医療機関の医師や看護師と在宅医療を提供する医療機関や訪問看護事業所との意見交換を通して、専門医療機関の医療従事者の小児等の在宅医療への理解促進に取り組む。
- ・ 地域で在宅医療に取り組んでいない小児科等の医療機関にも、医療計画に記載された在宅医療の推進施策と連携しつつ、働きかけを行い、小児等の受け入れが可能な医療機関のすそ野を広げる。
- ・ 小児等の在宅医療の受入が可能な医療機関などの拡大を図るために、医師会等の協力を得て、医療関係者向けの研修などを実施し、小児等の在宅医療に関する意識の向上を図る。

④ 地域の福祉・行政・教育関係者に対する研修会の開催やアウトリーチにより、小児等の在宅医療への理解を深め、医療と福祉等の連携の促進を図ること

(具体的な例)

- ・ 定期的な症例検討会、グループワークを取り入れた研修会、交流会などを通じた地域の医療・福祉関係者（障害者相談支援専門員、保健師等の行政担当者や学校関係者も含む。）の顔の見える関係を構築する。
- ・ 福祉従事者等のニーズに応じた研修会を実施する。

⑤ 関係機関と連携し、電話相談や訪問支援等により、小児等の患者・家族に対して個々のニーズに応じた支援を実施すること

※ 相談業務を行う保健師等は、拠点事業のチームの一員として、地域で顔の見える関係構築の取り組みなどにも参画する。

(具体的な例)

- ・ 訪問看護ステーションや保健所、市町村保健センター等と連携して、不安の強い家族に対して、電話等を活用して不安解消の取り組みを実施する。
- ・ 関係機関間の連携しやすい環境作りに加え、個々の事例に対して、拠点に配置された職員が相談支援専門員等を通じた情報提供や患者訪問等により、患者家族を支えるサービスが包括的に提供されることを実施する。
- ・ 必要に応じて患者・家族の定期的なフォローアップを行い、継続的な支援を実施する。
- ・ その他、医療や生活に関する情報共有の場を提供する。

⑥ 患者・家族や小児等の在宅医療を支える関係者に対して、相談窓口の設置や勉強会の実施などを通して、小児の在宅医療等に関する理解の促進や負担の軽減を図るための取り組みを行うこと

(具体的な例)

- ・ 小児医療の中核医療機関に相談室を設置し、専任の職員を配置し、患者からの相談に対応したり、必要に応じて適切な書籍を紹介する。
- ・ 患者・家族が参画する定期的なピアカウンセリングの場を提供する。
- ・ 定期的に在宅医療を受けている子を持つ家族に対するニーズを踏まえた勉強会を開催する。
- ・ 身近な市町村や医師会等にも相談窓口を設置し、専門医療機関等と連携しながら相談への対応や必要な支援を行うとともに、相談窓口の設置や勉強会などについて、広く周知する。

### 3 応募事業者に関する諸条件

本事業の実施主体は、都道府県とします。ただし、都道府県は事業の一部を、同事業を的確に遂行するに足る専門的知見を有する者に委託することができますとします。事業を再委託される事業者は、次の条件を全て満たす事業者であることとします。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る専門的知見を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管

理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有すること。

- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

また、事業を実施する都道府県又は再委託される事業者において次の職員を配置し、事業の適切な運営が可能な体制を確保する必要があります。

- ① 当該事業に専任の職員
- ② 当該事業を担当する医師
- ③ 当該地域の医療資源及び福祉資源に詳しい職員
- ④ 医療的ケアに関する家族支援や、退院支援などの経験を有する看護職員
- ⑤ 保健師（配置することが望ましい）

#### 4 事業期間

事業期間は、事業実施者選定決定日から平成26年3月31日とします。

#### 5 事業実施者の評価等

##### （1）評価の方法

事業実施者の選定については、医政局指導課において応募条件に該当する旨確認した後、事業計画書等を評価した上で行いますが、評価等については、小児等在宅医療連携拠点事業実施者に係る事業計画書評価委員会（以下「評価委員会」という。）を組織し、評価委員会の意見を踏まえて定めた評価基準に基づき実施します。

評価委員会は、申請者から提出された事業計画書等の内容について書類評価等を行い、この評価の結果を基に優秀と認められた応募者を基本として、地域や事業の対象者等の分布等を考慮し、事業実施者を選定します。

評価は非公開で行い、その審査内容等についての問い合わせには応じられません。なお、提出された事業計画書等の資料は、返却しませんのでご了承ください。

##### （2）評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

###### ① 形式評価

提出された事業計画書について、医政局指導課在宅医療推進室において、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たし

ていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて、評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対して、ヒアリングを実施します。なお、ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえて、一部の応募者のみ実施する場合もあります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施します。

（3）評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 事業内容として、2（1）事業内容①～⑥全てが含まれているか。
- ④ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ⑤ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容であるか。
- ⑥ 地域の医療・福祉提供体制の現状に配慮や工夫がされた内容となっているか。
- ⑦ 事業実施に当たって、関係者から必要な協力を得られる予定があるか。
- ⑧ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになってい るか。

（4）事業実施者の選定結果に係る通知等

評価委員会における選定後、速やかに応募者に対して当該結果を通知する予定です。

委託費については、事業実施者の選定結果に係る通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになります。

## 6 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱としており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）など関係法令の規定によるほか、別に定める「平成25年度小児等在

「宅医療連携拠点事業委託費交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る委託費の交付については、19,527千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、諸手当、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料賃借料及び委託料（上記の経費に該当するもの）に限りますので、その他の一般管理費や諸経費などの経費は計上できません。また、基準額を超えた金額については、事業実施者の負担となります。

## 7 応募方法等

### （1）事業計画書の作成及び提出

別に定める様式に沿って、「小児等在宅医療連携拠点事業実施者事業計画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

また、作成に当たっては、適切に評価できるよう、5（3）の評価の観点の各項目に十分配慮しつつ、作成するよう留意してください。

### （2）応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

#### ① 提出期間

平成25年5月16日から平成25年6月13日（必着）

（必着：余裕を持って送付すること。）

#### ② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室在宅医療係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面に「小児等在宅医療連携拠点  
事業 実施者応募」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室在宅医療係  
新津、大城

TEL：03-5253-1111（内線2662）

FAX：03-3503-8562

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後5時30分（正午～午後1時を除く。）  
とします。

### ③ 提出書類及び部数

- ア 「小児等在宅医療連携拠点事業 実施者 事業計画書」10部
- イ 再委託事業者の概要が分かる資料 10部
  - ※ 再委託を行わない場合には必要ありません
  - ・パンフレット等
  - ・小児医療・在宅医療の専門的知見を有することが分かる資料
  - ・直近より過去3年分の財務諸表
- ウ その他必要な資料 10部
  - ※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。
  - ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。
  - ※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。

## 8 応募スケジュール

応募期間：平成25年5月16日～平成25年6月13日